

改正

平成21年6月1日告示第113号

平成29年2月6日告示第11号

平成30年3月30日告示第62号

令和5年3月31日告示第72号

伊賀市介護サービス事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第115条の17、第83条、第115条の27及び第115条の45の7の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）及び指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定第1号事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定第1号事業者等」という。）に対して行う介護給付、予防給付及び第1号支給費（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援及び第1号事業（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図り、もって利用者保護を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定地域密着型サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等、

指定居宅介護支援事業者等、指定介護予防支援事業者等及び指定第1号事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、指定規準違反の事実が認められた場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬等の請求に係る不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定規準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

（監査対象基準）

第3条 監査は、次に示す情報等から指定規準違反等が疑われるサービス事業者等、正当な理由がなく運営指導（伊賀市介護サービス事業者等指導要綱（平成19年伊賀市告示第46号。以下「指導要綱」という。）第6条第2号に規定する運営指導をいう。以下同じ。）を拒否したサービス事業者等及び再三の運営指導によってもサービス内容等に改善がみられないサービス事業者等に対して行うものとする。

- （1） 通報、苦情、相談等に基づく情報
- （2） 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情及び通報情報
- （3） 介護給付費適正化システムの分析により示される特異傾向
- （4） 介護サービス情報の公表の未実施情報
- （5） 運営指導において確認した情報

（監査の手続等）

第4条 監査の手続は、次に掲げるとおり行うものとする。

- （1） 監査実施通知 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、出席すべき者、準備すべき書類等を介護サービス事業者等の監査について（様式第1号）により当該サービス事業者等に通知するものとする。
- （2） 監査方法 監査担当者は、当該サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査」という。）を行うものとする。また、必要と認めるときは、サービスの提供を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対する調査も行うものとする。
- （3） 監査調書の作成 監査終了後は、監査調書を作成するものとする。

2 運営指導中に指導要綱第12条の規定により監査を実施するときは、前項第1号の手続を省略することができる。

- 3 監査は、健康福祉部医療福祉政策課若しくは介護高齢福祉課の職員又は市長が必要と認める職員が行う。
- 4 前項の規定により監査を行う者は、その身分を示すため、指導要綱第5条第2項に規定する介護保険検査員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 監査は、原則として監査担当職員3名以上で行い、うち1名は課長相当職以上の職にある者を充てるものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該監査の対象となったサービス事業者等に対し、後日介護サービス事業者等の監査の結果について（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、当該サービス事業者等に対して、前項の規定により通知した事項について、監査指摘事項改善報告書（様式第3号）により報告を求めるものとする。

(監査に基づく行政上の措置)

第6条 監査の結果、当該サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、指定規準違反等が認められた場合に行う行政上の措置は、次のとおり行うものとする。

- (1) 勧告 市長は、サービス事業者等に指定基準違反等が認められた場合、当該サービス事業者等に対し、（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守について（様式第4号）により規準を遵守すべきことを勧告し、勧告をした日から起算して14日以内に勧告事項改善報告書（様式第5号）により報告させるものとする。
- (2) 命令 市長は、サービス事業者等が正当な理由もなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する勧告に係る措置の実施について（様式第6号）により命令し、命令した日から起算して10日以内に命令事項改善報告書（様式第7号）により報告させるものとする。
- (3) 指定の取消等 市長は、サービス事業者等の指定規準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号又は第115条の45の9各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、当該サービス事業者等に係る指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消

等」という。)を行った場合、当該サービス事業者等に対し、措置の種類、根拠規定、その原因となった事実、不服申立に関する事項等について、(指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業)指定取消通知書(様式第8号)により通知を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)を行うときは、当該取消処分等の予定者に対し、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(返還金等の取扱い)

第7条 市長は、監査の結果、サービス内容等に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じるときは、連合会に通知し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬等からこれを控除するよう措置する。

- 2 市長は、法第22条第3項の規定により返還金相当額に100分の40を乗じて得た額を当該サービス事業者等から市に支払わせることができる。

- 3 市長は、返還の対象となった介護報酬等に係る利用者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、当該事業者等に対して、当該自己負担額を利用者に返還するよう指導するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月26日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日告示第113号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月6日告示第11号)

この告示は、平成29年2月6日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第62号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第72号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

法人名

代表者名 様

伊賀市長

介護サービス事業者等の監査について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、関係職員に周知のうえ関係資料の準備等についてご配慮願います。

記

1 監査対象事業所

2 監査の根拠規定 介護保険法（平成9年法律第123号）

- ①指定地域密着型サービス事業者・・・第78条の7
- ②指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・第115条の17
- ③指定居宅介護支援事業者・・・第83条
- ④指定介護予防支援事業者・・・第115条の27
- ⑤指定第1号事業者・・・第115条の45の7

3 監査の日時及び場所

①日 時： 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

②場 所：貴法人事業所内

（所在地が複数ある場合は、事前に実施場所をご相談ください。）

4 監査担当者及び立会者 人

5 サービス事業者等の出席者

代表者、管理者、他関係職員の出席をお願いします。

6 準備すべき書類等

第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

伊賀市長

介護サービス事業者等の監査の結果について（通知）

先に貴法人が運営する介護サービス事業所等について監査を実施した結果、改善勧告に至らないまでも是正又は改善を図る必要がある事項が認められましたので通知します。

ついては、改善等の状況（報告期限までに改善等が困難な場合は改善計画）を別紙様式に具体的に記載のうえ、挙証資料を添付して報告してください。

なお、監査当日に監査担当職員が口頭により指示した事項についても、早急に改善を図り、適切な事業運営に努めてください。

記

1 監査対象事業所

2 監査実施日 年 月 日

3 是正・改善事項

(1)

(2)

(3)

4 改善報告書提出期限 年 月 日

様式第3号（第5条関係）
様式第3号（第5条関係）

監査指摘事項改善報告書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
法人名
代表者

年 月 日付け 第 号により通知のあった事項について、次のとおり改善結果（計画）を報告します。

事業所名		
サービス種別		
指摘事項	改善結果（計画）（具体的に）	備 考

※ 備考欄は、指摘事項について改善がなされた場合は、添付挙証資料の番号を記載し、改善がなされなかった場合はその理由を詳しく記入すること。

第 年 月 日

法人名
代表者名 様

伊賀市長

（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）（第78条の7・第115条の17・第83条・第115条の27・第115条の45の7）の規定に基づき、 年 月 日に実施した監査の結果、（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令（第34号・第36号・第37号）、平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）及び伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年伊賀市告示第235号。以下「告示」という。）を遵守していないことが認められましたので、（法第78条の9第1項・第115条の18第1項・第83条の2第1項・第115条の28第1項・第115条の45の8第1項）の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、法（法第78条の9第2項・第115条の18第2項・第83条の2第2項・第115条の28第2項・第115条の45の8第2項）の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

(1)

(2)

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

(1) (根拠「省令第 条第 項」)

(2) (根拠「省令第 条第 項」)

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

(1) 様式第5号の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 改善状況を確認するために、場合によっては、事業所を訪問することがあります。

6 改善報告書提出期限 年 月 日

勸告事項改善報告書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
法人名
代表者

年 月 日付け 第 号により勸告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

事業所所在地		
事業所名称		
サービス種別		
勸告事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	備 考
(1)	(1)	
(2)	(2)	

※ 備考欄は、勸告のとおり改善がなされた場合は、添付資料の番号を記載し、改善がなされなかった場合はその理由を詳しく記入すること。

第 年 月 日
命—1 号

法人名
代表者名 様

伊賀市長

（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する勧告に係る措置の実施について（命令）

下記事業所に対し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）（法第78条の9第1項・第115条の18第1項・第83条の2第1項・第115条の28第1項・第115条の45の8第1項）の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で勧告をしたところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり改善を命じます。

また、当該改善命令については、公示します。

なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法（法第78条の10・第115条の19・第84条・第115条の29・第115条の45の9）の規定に基づき指定の取り消し、指定の全部又は一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

1 事業所名

2 命令事項

（1）

（根拠「（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令（第34号・第36号・第37号）、平成11年厚生省令第38号。）及び伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年伊賀市告示第235号）第 条第 項」）

3 改善期限

年 月 日

4 改善報告書の提出

この命令に係る措置は様式第7号の命令事項改善報告書へ記載し、報告してください。

5 改善報告書提出期限

年 月 日

6 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に市長に対して審査請求をすることができます。又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日（当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内（この処分があった日から1年を経過したとき、及び当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときを除く。）に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

命 令 事 項 改 善 報 告 書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
法人名
代表者

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

事業所所在地			
事業所名称			
サービス種別			
命令事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	添付資料	
(1)	(1)		

※ 改善結果が客観的に確認できる資料を添付し、それぞれ番号を付し添付資料欄へ記載すること。

第 年 月 日 号

法人名
代表者名 様

伊賀市長

（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で指定した（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定第1号事業）について、介護保険法（法第78条の10・第84条・第115条の19・第115条の29・第115条の45の9）の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
介護保険事業所番号	
指定取消年月日	年 月 日
指定取消理由	

- ㊤ この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に、市長に対して審査請求をすることができます。又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内（この処分があった日から1年を経過したとき、及び当該処分について審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときを除く。）に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。